



意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-722	表示機付き電子計算機等(取付け型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-0	—	その他の電子機器等
H5-1	—	電子計算機
H5-40	—	周辺機器及び汎用端末機
H5-43	—	電子計算機用キーボード付データ表示機
J5-0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-130	データ入力機等
H7-44	インターホン
H7-70	電子計算機等
H7-71	一組の電子計算機セット
H7-6242	パネル型データ表示機
J5-00	その他の自動販売機及び自動サービス機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
電子計算機	電子計算機用入出力端末機	電子情報端末機
情報提供端末機		

定義	
<p>データ表示機が付いた電子計算機のうち、取付け型のものを分類する。 取付け型とは、壁面に取付けるものをいう。</p>	
<p>登録 1114393 「モニターテレビ付 住宅用情報盤」</p> 	<p>登録 1127641 「電子計算機」</p> 

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- データ表示機能を有さない(表示部があっても小さいもの)中央処理機(記憶機付きも含む)は電子計算機用中央処理機等(H6-6)に分類する。
- 伝送用の機器(例:データ通信用変復調器、データ通信用音響結合器)はH6-20の通信機器に分類する。

H6-6 登録 00907963

図形情報処理用制御機



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

- ・壁に取付けて使用するか否かは、図面や、説明の記載により判断する。  
例えば、背面に釘等を引っかけるための孔を有するものは、壁に取付けて使用するとみなす。
- ・卓上に置いて使用するのか、壁に取付けて使用するのか不明なものは、A:卓上型を付与する。

**過去に分類した物品の名称**

自動契約機

自動契約機		